

一般社団法人 高齢者住宅協会 会員入会等手続規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人高齢者住宅協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）第6条、第8条に関する本協会への入会及び退会等に関し必要な手続き事項を定める。

(入会申込等)

第2条 本協会への入会は、次の各号に定めるところによる。

- 一 1号会員 住生活の安定向上に資する活動を行おうとする者又はサービス付き高齢者向け住宅の運営事業者で、1号会員（法人法上の社員）として入会しようとする者は、別紙1又は2の入会申込書を会長に提出するとともに、会員会費規定第2条一号に定める会費を納めなければならない。
 - 二 2号会員 サービス付き高齢者向け住宅の運営事業者で、2号会員として入会しようとする者は、別紙3又は4の入会申込書を会長に提出するとともに、会員会費規定第2条二号に定める会費を納めなければならない。
 - 三 3号会員 本法人の事業を援助・後援する者で、3号会員として入会しようとする者は、別紙5又は6の入会申込書を会長に提出するとともに、会員会費規定第2条三号に定める会費を納めなければならない。
- 2 1号会員に入会しようとする者が地方公共団体等の公的な団体以外の団体であるときは、次に掲げる書類を入会申込書に添付しなければならない。
- 一 定款、寄附行為又は規約その他これに類するもの
 - 二 団体の組織、事業概要が分かる書類
 - 三 役員一覧
 - 四 その他会長が特に必要と認めた資料等

(入会承認)

- 第3条 1号会員として入会しようとする者は、別紙7に定める「会員入会基準」に基づき、理事会の承認を得なければならない。
- 2 2号会員として入会しようとする者は、別紙7に定める「会員入会基準」に基づき、会長の承認を得なければならない。
 - 3 3号会員として入会しようとするものは、会長の承認を得なければならない。
 - 4 会長は、前3項の規定により入会を承認した者に対して、別に定める入会通知書を送付するものとする。

(入会申込書の記載事項の変更)

第4条 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、会長に変更届を提出しなければならない。

(退会)

- 第5条 本協会を退会しようとする会員は、別紙9、別紙10又は別紙11の退会届を会長に提出しなければならない。
- 2 退会した会員の既納の会費は、返還しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年6月24日から施行する。
- 2 第2条及び第3条の規定は、設立時社員には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年9月27日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、社員又は情報会友として入社等の承認を受けた者については、第3条で定める入会承認があったものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成30年6月20日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、一般社団法人高齢者住宅推進機構の正会員又は情報会員として入会承認を受けた者については、「高齢者住宅協会」とあるのは「高齢者住宅推進機構」と、「1号会員」とあるのは「正会員」と、「3号会員」とあるのは「情報会員」と読み替えるものとする。
- 3 この規程の施行前に、一般社団法人高齢者住宅推進機構の正会員又は情報会員として入会承認を受けた者については、第3条で定める入会承認があったものとみなす。

会員入会基準

(入会基準)

第1条 本協会会員入会等手続規程第3条第1項及び第2項に定める入会申込者の入会基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 本協会の事業活動等に賛同し、会員としてふさわしい者であること
- 二 本協会の定款その他本協会が定める各種規程等を遵守できる者であること
- 三 その他、会長が必要に応じて定める基準を遵守できる者であること
- 四 成年被後見人又は被保佐人でないこと
- 五 破産手続きの開始を受けて復権を得ていない者でないこと
- 六 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと
- 七 暴力団等の反社会的勢力者でないこと

(誓約書)

第2条 1号会員として入会しようとする者は、前条に定める入会基準に係る誓約書（別紙1又は別紙2）を会長に提出しなければならない。

- 2 1号会員でサービス付き高齢者向け住宅の運営事業者である者は、別紙8-1に定める誓約書を入会申込書に添付しなければならない。
- 3 2号会員として入会しようとするは、別紙8-2に定める誓約書を入会申込書に添付しなければならない。

誓約書

私は、以下に定める「倫理綱領」を遵守することを誓約します。

倫理綱領

一般社団法人高齢者住宅協会の1号会員又は2号会員であるサービス付き高齢者向け住宅の運営事業者は、サービス付き高齢者向け住宅の運営事業者の社会的役割とその使命を認識し、以下に掲げる基本原則に則りたえずその質的の向上に努め、利用者の信頼に応えなければならない。

1. 高齢者に良質な住まいを提供します。
2. 入居者の「借家権」及び「自己決定の権利」を守ります。
3. 情報公開を徹底します。
4. 関係法令を遵守します。

平成 年 月 日

法人又は個人名称

代表者氏名

一般社団法人高齢者住宅協会

会 長

殿

誓約書

私は、以下に定める「倫理綱領」を遵守し、別紙 7 に定める「会員入会基準」を満たしていることを誓約します。

倫理綱領

一般社団法人高齢者住宅協会の 1 号会員又は 2 号会員であるサービス付き高齢者向け住宅の運営事業者は、サービス付き高齢者向け住宅の運営事業者の社会的役割とその使命を認識し、以下に掲げる基本原則に則りたえずその質的の向上に努め、利用者の信頼に応えなければならない。

1. 高齢者に良質な住まいを提供します。
2. 入居者の「借家権」及び「自己決定の権利」を守ります。
3. 情報公開を徹底します。
4. 関係法令を遵守します。

平成 年 月 日

法人又は個人名称

代表者氏名

一般社団法人高齢者住宅協会

会 長

殿